

仮称 杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設1施設建設工事
杉並区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく説明会資料

平成24年12月26日
杉並区教育委員会事務局学校整備課
杉並区政策経営部営繕課

仮称 杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設1施設建設工事

計画概要

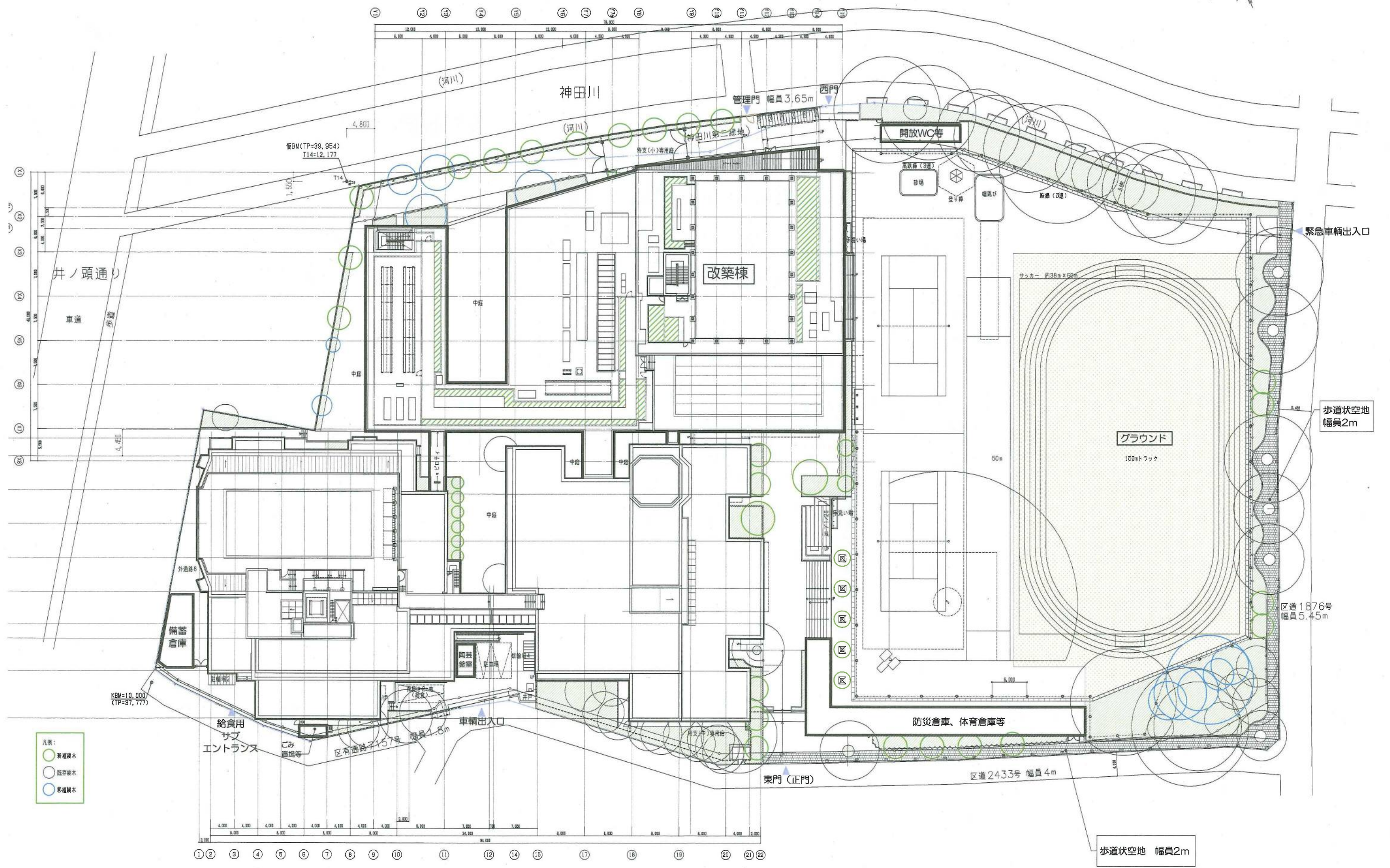
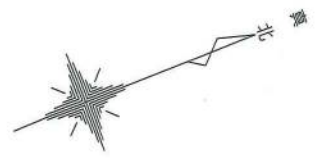
計画名称	仮称 杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設1施設建設工事	
計画場所	東京都杉並区和泉2-17	
敷地面積	17,897.65㎡	
建築面積	6,826.13㎡ (改築部分 3,412.31㎡ 改修部分 3,413.82㎡)	
延床面積	14,945.20㎡ (改築部分 8,231.50㎡ 改修部分 6,713.70㎡)	
階数	地上4階/地下なし	
最高高さ	15.79m	
構造	鉄筋コンクリート造	
事業工程(予定)	基本設計	平成23年4月～平成24年2月
	実施設計	平成24年4月～平成25年3月
	切り直し工事	平成25年5月～平成25年8月
	小学校校舎改築工事	平成25年7月～平成27年3月
	切り直し・プール解体工事	平成25年12月～平成26年2月
	和泉中が新泉小へ移転	平成26年3月
	中学校校舎改修工事	平成26年4月～平成27年3月
既存和泉小学校校舎解体工事	平成27年4月～平成27年7月	
環境整備工事	平成27年8月～平成28年3月	

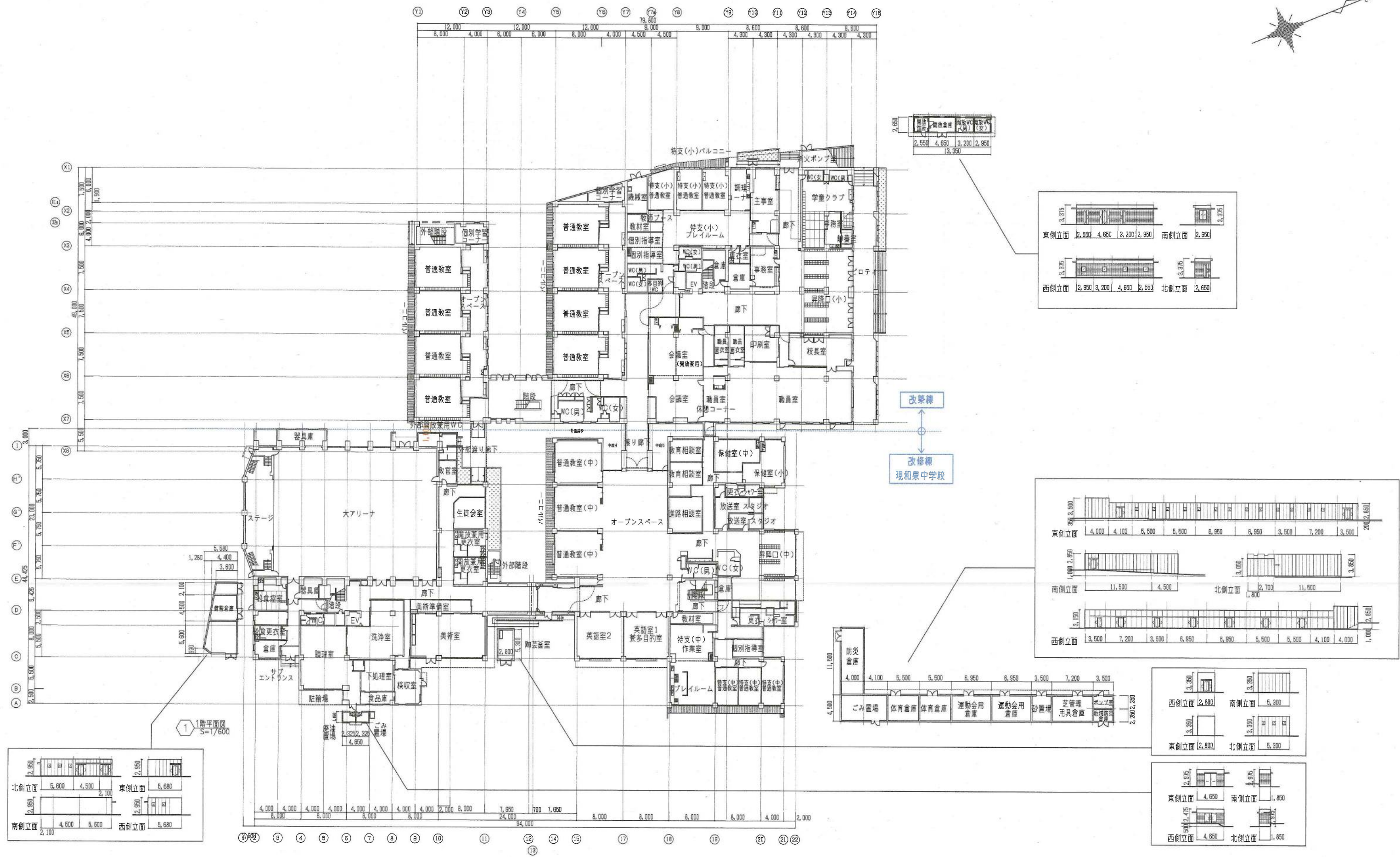
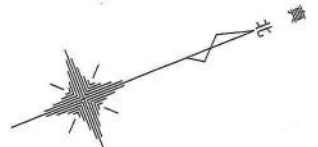
周辺案内図



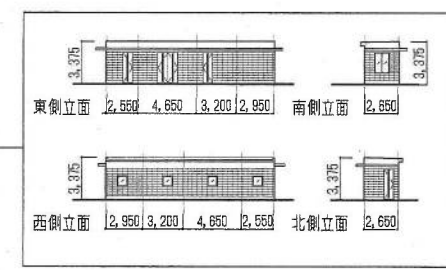
近隣の生活環境に配慮する事項について

- 1 周辺建築物に対する配置計画の配慮に関すること
 - (1) 既存中学校の西側に改築棟を配置し、周囲の住宅に対して河川を緩衝帯とする計画とした。
 - (2) 改築棟は現和泉中学校と同じ階高とし建物高さを抑える計画とした。
 - (3) 登下校に使用する東門(正門)、西門、管理門(一般来校者、学童クラブ等が利用)を設置する。校庭への車輛出入り口は敷地北西側、給食室への搬入口は東南側に設置し、出入口を分散配置する計画とした。
- 2 オープンスペース、緑化、歩行空間等の環境整備及び防災上の配慮に関すること
 - (1) 既存樹木を極力保存する計画とし、敷地外周に植栽を配置する。
 - (2) 神田川沿いの緑や敷地北東部の緑地帯を保存し、グラウンドの一部芝生化と合わせて緑の連携を図る。
 - (3) 歩行者の安全に配慮して敷地の北側及び東側の校門まで歩道状空地(幅員2m)を整備する。
 - (4) 災害時に震災救援所として機能するよう防災倉庫、マンホールトイレ、防災井戸を設置する。
 - (5) プール用水を消防水利として利用できる計画とした。
- 3 工事に伴う騒音、振動及び危害の防止に関すること
 - (1) 神田川の河川改修工事の際に設置する仮設構台を利用し、北側道路の補完として井ノ頭通りから工事車両の通行経路を確保することで通学の安全を確保し、住宅側への影響を最小限に抑える。
 - (2) 工事エリア外周に仮囲い及び車両用ゲートを設置し、車両入退場時には誘導員を配置する。
 - (3) 誘導員の配置により歩行者及び通行車両の安全を確保する。
 - (4) 工事車両の通行については所轄警察署の指示を遵守し徐行運転を励行する。
 - (5) 作業員及び工事車両の駐車場を確保し迷惑駐車を防止する。
 - (6) 粉塵等飛散防止対策として仮囲いまたはシートを設置する。
 - (7) 重機移動の低速化を図る。低騒動・低振動の機械を使用する。
 - (8) 場内にトイレを設置し、工事現場の周囲の清掃を励行する。
- 4 建築に伴って生じる日照・採光阻害、プライバシーの保護等周辺環境に及ぼす影響への対策に関すること
 - (1) 法規制を遵守する。
 - (2) 改築棟プールを現和泉中学校側に配置するとともに、新設音楽室に二重窓を設置するなど、周辺への発生音の影響が少なくなるよう配慮した。





階段	階段	階段	階段
2,650	4,650	3,200	2,950
13,950			



改築線
改修線
現和泉中学校

